

# 岡山市水道事業審議会

第72回資料

令和 4 年 10 月 26 日(水) 14 時 00 分 岡山市水道局本局庁舎 3階 災害対策室

岡山市水道局

# 目 次

財政健全化に向けた議論	(第4回)	 1

# 財政健全化に向けた議論(第4回)

令和4年10月26日(水) 岡山市水道局

# 財政健全化に向けた議論(第4回)

料金見直しを検討するにあたっての必要事項を整理するとともに、岡山市の料金制度の現状と課題等を理解してもらう

# 議題

- 水道料金とは
- 水道料金の制度概要
- 岡山市の水道料金の現状と課題
- その他料金関連制度

# 財政健全化に向けた議論|水道料金とは

# 水道料金とは

地方公営企業法、水道法上の水道料金について説明する

1	水道料金の決定原則	4
2	総括原価方式	5
3	水道料金決定までの流	<b>ិដា</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

-3.

# 財政健全化に向けた議論|水道料金とは/水道料金の決定原則

# 水道料金の決定原則

◎ 水道料金の決定原則

公正妥当

適正な原価

健全運営の確保

### 地方公営企業法第21条

公正妥当なもの

能率的な経営の下で適正な原価に基づくもの

企業の健全な運営を確保するに足りるもの

# 水の生産及び供給等のサービスに要する原価を基に決定(原価主義)

◎ 適合すべき要件

公正妥当な料金

料金の明確性

差別的扱いの禁止

### 水道法第14条

料金が、適正な原価に照らし、健全な経営が出来る公正妥当なもの料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

# 財政健全化に向けた議論|水道料金とは/総括原価方式

### 総括原価方式

水道事業に必要な総括原価と料金総収入額が一致するように設定する方法

(水道法施行規則第12条第1号)



営業費用

資本費用

控除収益

料金 収ス

人件費、受水費※1、 減価償却費、修繕費他

支払利息 資産維持費※2

負担金 1 その他収益他

◎ 総括原価

料金算定期間内における料金総収入額で、<mark>営業費用</mark>と<u>資本費用</u>から<u>水道料金以外の収益を控除</u>した経費

### 議論の方向性

投資・財政の規律を順守できる水準で、適切な資産維持費を含んだ総括原価を賄う料金水準へと整理する



その他 収入

財政計画 支出



内部留保資金 25億円確保

両立できる <u>水</u>準

-5-

・企業債借入 ほか

・投資850億円 ほか

収益的収入

収益的支出



資産維持費

× 1 受水費 岡山県広域水道企業団及び岡山県南部水道企業団から浄水された水を購入する費用

**※** 2 資産維持費 新たな課題(耐震化や高度な処理能力など)への対応による工事費増大や物価上昇による減価償却費の不足への対応など、 給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、総括原価への算入が認められているもの

# 財政健全化に向けた議論|水道料金とは/水道料金決定までの流れ

全 額

全額基本料金と

はせず、一定の基準により配分

全 額

水道料金決定までの流れ

総括原価の算定

# 個別原価の算定

Ⅱ総括原価の配分

Ⅲ総括原価の配賦

# 営業費用

- 人件費 ・受水費
- ・減価償却費
- ・修繕費
- ・薬品費
- ・動力費
- ・通信運搬費 ・委託料
- ・手数料 他

### 資本費用

- ・支払利息
- ・資産維持費

### 需要家費

Ι 総括原価の分解

使用者の存在に より発生する 経費

### 固定費

水道使用量とは 関係なく、水道 の維持管理に必 要な固定的経費

# 変動費

水道の実使用 に伴い発生する

準備料金

へ配分

水量料金

へ配分

準備料金

使用水量の有 無に関係なく 水道事業が給 水準備のため に必要な原価 量水器 購入費

検針・集金

関係費

固定費 (準備料金)

水量料金

各使用者の使 して必要とさ れる原価

用水量に対応

固定費 (水量料金)

1 mあたり 配賦

各使用者

へ配賦

従量料金

基本料金

麥動費

# 財政健全化に向けた議論|水道料金の制度概要

# 水道料金の制度概要

水道料金制度や料金体系、岡山市の料金制度について説明する

- 1 岡山市の水道料金制度 ……8
- **2 岡山市の水道料金表**………9

-7-

# 財政健全化に向けた議論|水道料金の制度概要/岡山市の水道料金制度

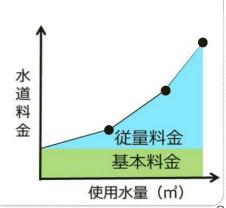
### 岡山市の水道料金制度

岡山市の水道料金は、

口径別にかかる 基本料金 と 使用水量に応じた 従量料金 から構成



- ◎ 基本料金 使用水量の有無に関係なく、水道が使用できる状態を維持 するため発生する料金
  - \*口径が大きくなるにつれ料金が上がる 口径別料金体系を採用
- ◎ 従量料金 使用した水量に応じて発生する料金
  - \*使用した水量が多くなるほど従量料金の 単価が高くなる<u></u>増型を採用



-8

# 財政健全化に向けた議論|水道料金の制度概要/岡山市の料金表

### 岡山市の料金表(1か月あたり・税抜)

生活用水に一定の配慮をした料金体系を設定

### 逓 増 型

口径別

口径	基本料金	従量料金							
山北	至个行並	1~10m³	11~20m³	21~30m³	31~50m²	51~300m³	301 $ m m^{\sim}$		
φ <b>1</b> 3mm	670円								
φ20mm	1,020円	30円	136円	148円	170円	195	5円		
φ25mm	1,720円								
φ40mm	3,750円								
φ50mm	7,430円								
φ75mm	14,380円		170円 195円 216円						
φ100mm	24,150円								
φ150mm	38,390円								
φ200mm	57,320円								
φ250mm	86,930円								

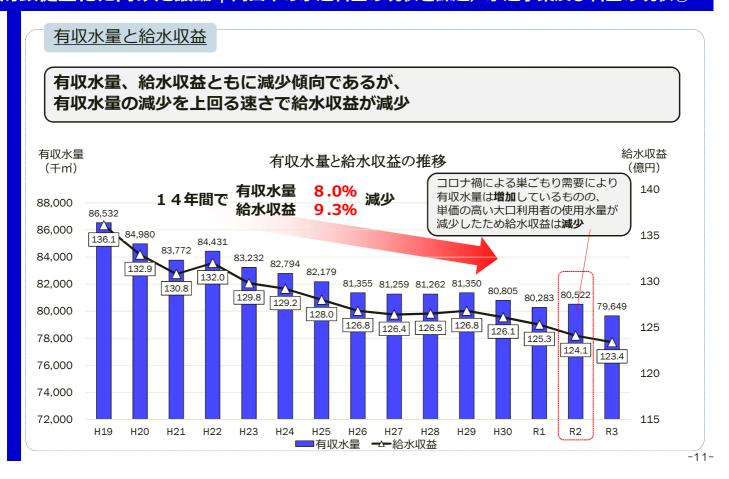
# 財政健全化に向けた議論|岡山市の水道料金の現状と課題

# 岡山市の水道料金の現状と課題

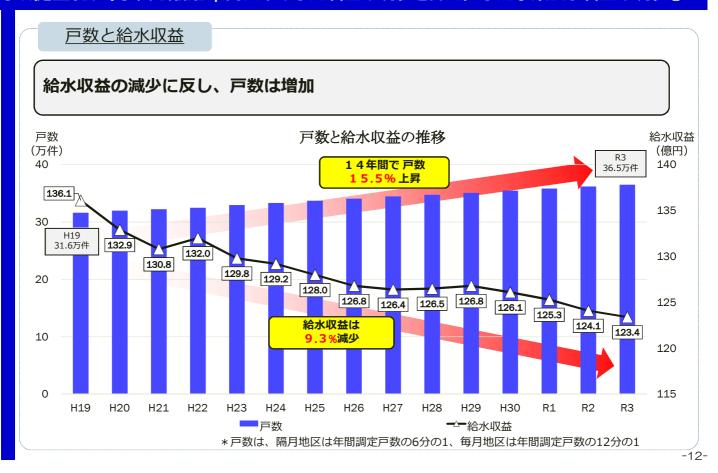
岡山市のこれまでの推移と現状を比較し、浮かび上がった課題について 説明する

- 1 水道事業及び料金の現状 …………11
- 3 課題及び検討事項 ………21

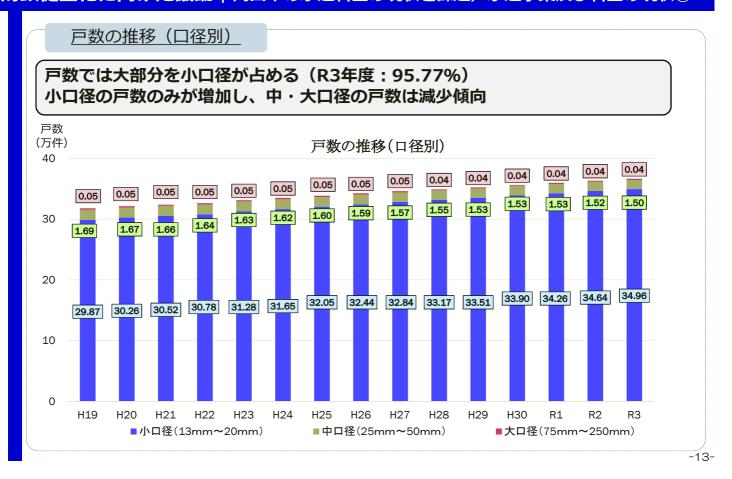
### 財政健全化に向けた議論|岡山市の水道料金の現状と課題/水道事業及び料金の現状①



### 財政健全化に向けた議論|岡山市の水道料金の現状と課題/水道事業及び料金の現状②



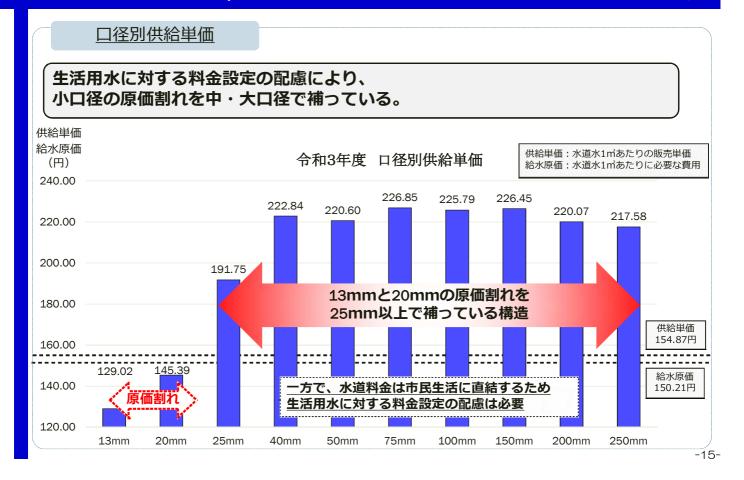
### 財政健全化に向けた議論|岡山市の水道料金の現状と課題/水道事業及び料金の現状③



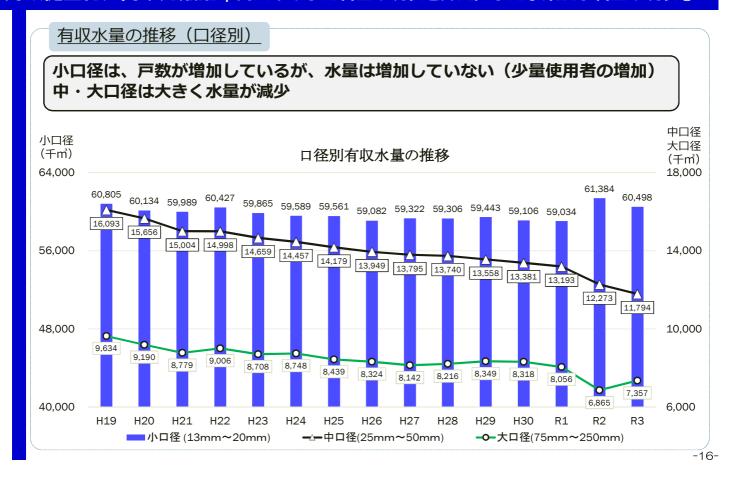
### 財政健全化に向けた議論|岡山市の水道料金の現状と課題/水道事業及び料金の現状④



### 財政健全化に向けた議論|岡山市の水道料金の現状と課題/水道事業及び料金の現状⑤



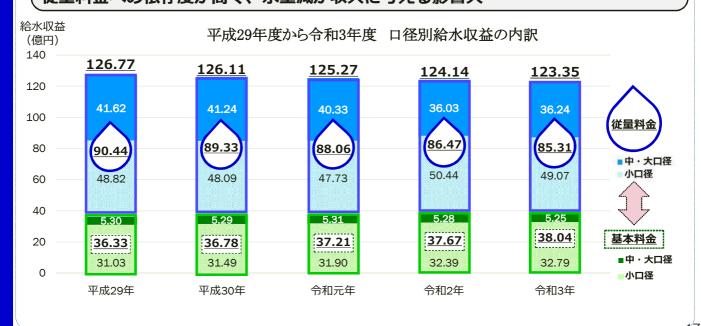
### 財政健全化に向けた議論|岡山市の水道料金の現状と課題/水道事業及び料金の現状⑥



### 財政健全化に向けた議論|岡山市の水道料金の現状と課題/水道事業及び料金の現状⑦

### 給水収益(基本料金・従量料金)の推移(口径別)

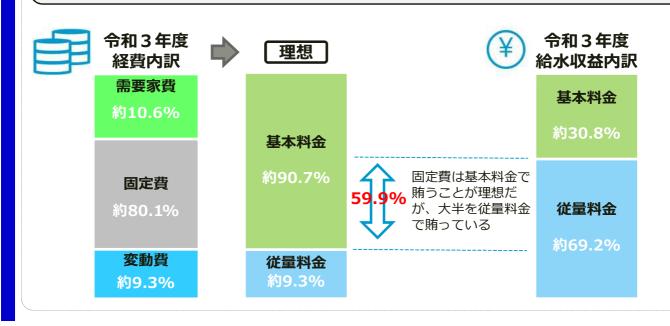
小口径の戸数増加に伴い、基本料金は増加しているが、 中・大口径の従量料金減少の影響の方がより大きく、給水収益は減少 従量料金への依存度が高く、水量減が収入に与える影響大



### 財政健全化に向けた議論|岡山市の水道料金の現状と課題/水道事業及び料金の現状®

### 基本料金と従量料金の割合

固定費の大半を従量料金で賄っており、基本料金での回収割合が少ない。 従量料金への依存度が高く、また逓増型料金制度により、中・大口径の有収水量減 が収入減に拍車をかけている。



# 財政健全化に向けた議論|岡山市の水道料金の現状と課題/他都市比較①



# 財政健全化に向けた議論|岡山市の水道料金の現状と課題/他都市比較②

### 岡山市の逓増度と他都市比較

1㎡あたりの最高単価 (216円) ÷ 1㎡あたりの最低単価 (97円) = 2.23 岡山市は、逓増度が4番目と低く設定されている。

670円 + (30円×10㎡) ÷ 10㎡

### 岡山市の料金表は生活用水への配慮を行いつつ、最高単価も低廉に設定



# 財政健全化に向けた議論|岡山市の水道料金の現状と課題/課題及び検討事項

### 現状と課題のまとめ

固定費の大半を従量料金で賄っており、基本料金での回収割合が 少ない。

課題

2つの検討

中大口径の従量料金で費用の多くを回収する構造となっており、水需要の減少(特に大口径)が収入減に拍車をかけている。

人口減少、水需要減少などの将来動向への対応

### 現状の生活用水への配慮を維持しつつ、需要減に強い料金構造を検討したい

1

従量料金

基本料金

厚生労働省「新水道ビジョン」

水需要の増減に収入が影響されない料金体系として、 利用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を 回収するような料金体系に 変更していくことが重要

基本料金の割合増

経営の安定化

最高単価 (円/㎡)

逓増度の維持または緩和

経営の安定化

最低単価 (円/㎡)

-21

# 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度

# その他料金関連制度

その他料金関連制度の現状と課題について説明する

1 公衆浴場用の水道料金	23
2 個別需給給水契約	25
3 負担金制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27
4 手数料	33

### 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度/公衆浴場用の水道料金①

### 公衆浴場用の水道料金

岡山市では、公衆浴場用の水道料金について、公衆衛生上の見地から給水原価を大幅に 下回る給水料金を設定している。

### ◎ 現行料金に関する整理 ~ 平成17年 料金改定 ~

公衆衛生上の意味がうすれている公衆浴場(レジャー型)が出現し、これらの使用水量が全体の7割を占め、本来の公衆浴場とは異なる利用形態となっている。

公衆衛生上の配慮という観点も必要であるが、給水原価は一般用と同じであるため、使用実態に合わせて一定の原価負担を求める制度を取り入れるべきである。

(平成16年9月 岡山市水道事業審議会 提言書より)

### 岡山市の公衆浴場用水道料金(1月あたり) 改定年月日 給水料金/m 改定率 銭湯 <u>レジャー型</u> (公衆浴場) 昭和49年6月 30円 昭和52年4月 35円 16.67% 昭和56年4月 40円 1 4.2 9% 逓増型 改定率を 昭和61年4月 45円 1 2.5 0% 採用 平成 9年4月 抑える 5 7円 26.67% 6 2円 (1~1000㎡) 8.77% 平成17年4月 93円 (1001㎡~) 63.16%

-23-

# 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度/公衆浴場用の水道料金②

### 公衆浴場用の現状と課題

平成28年度との比較では給水件数、有収水量、給水収益のいずれも減少傾向にある。

給水原価150.21円に対して、供給単価97.99円と原価割れが生じている。(令和3年度)

### 5年前との比較

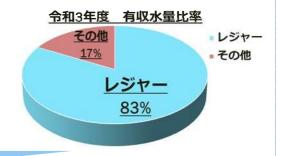
	平成28年	令和3年	平成28年度比較
給水件数 ( 件 )	14	7	<b>50</b> %
有収水量 (千㎡)	164	57	35%
給水収益 (万円)	1,603	560	35%

令和3年度に2段目(93円)の適用となった公衆浴場用有収水量は、56%

レジャー型の有収水量が<u>80%</u>以上を占めており、 本来の公衆浴場とは異なる利用形態が主となっている。

### 令和3年度 公衆浴場用段階別有収水量





### 一定の費用負担及び現状に応じた逓増型の検討

# 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度/個別需給給水契約①

### 個別需給給水契約

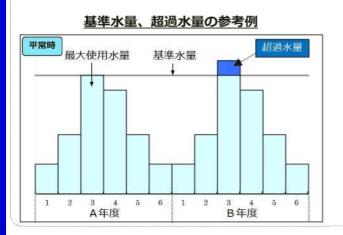
平成17年、全国初の選択制のある料金制度として**個別需給給水契約**を導入

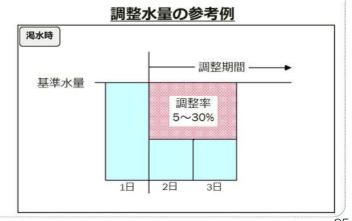
平常時

過去の使用実績から算出した基準水量(最大使用水量)を超えた場合、超過水量を216円/㎡から70円/㎡とすることで、水需要意識を刺激し使用水量の増加を促すもの。 ※申込前の1年間に2か月で6,000㎡以上の使用実績のある使用者が対象

渇水時

渇水等の非常時に調整期間及び調整水量を設け、調整期間内に調整水量を超えた場合、430円/m²とすることで水の使用を抑制するもの。



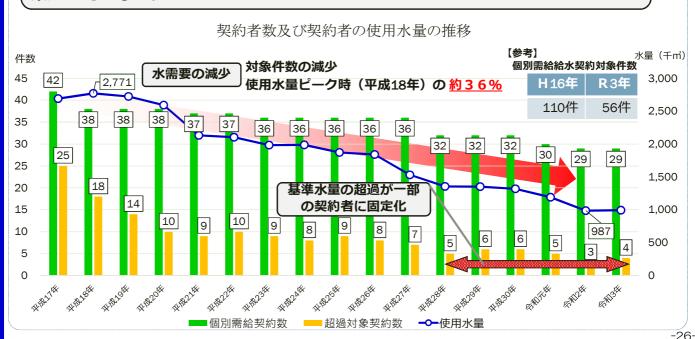


-25-

# 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度/個別需給給水契約②

### 個別需給給水契約の現状と課題

全体的な大口使用者の水需要縮小に伴い、超過対象契約者は減少傾向 基準水量の超過が一部の契約者に固定化してきており、全体的な需要促進には 繋がっていない。



# 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度/負担金制度①

### 負担金制度の概要

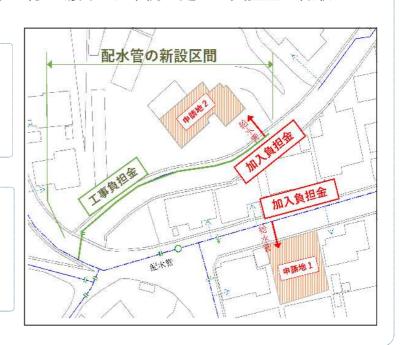
給水装置の新設工事又は改造工事を行う場合に、条例に定めた負担金を徴収

### 加入負担金

新しく水道を使用する場合、メーター口径に対して申請者から徴収する負担金

### 工事負担金

配水管の新設・改良が必要となる 場合、管路の延長やメーター口径 に対して、申請者から工事費の一 部を徴収する負担金



-27-

# 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度/負担金制度②

### 負担金制度導入の経緯

高度経済成長期には、市勢の発展による急速な水需要の増加に対応するため、 水道施設の拡充整備を繰り返し進めてきた

高騰する原価をすべて水道料金として一律にお客様へご負担願うことは、

- ・水道料金が著しく高額化する
- ・原価高騰の原因者である新規のお客様は従来のお客様より有利な料金になる

昭和26年頃から新規のお客様から工事費の一部負担を徴収することで、厳しい 財政状況の中で配水管の増設改良の経費に充当する貴重な財源となっていた

# 負担金制度として昭和52年に条例化

<u>新規のお客様が施設の拡充整備に要する経費の一部を負担する仕組み</u>

水道料金と同様に徴収目的や方法などを条例処置として明文化



- ・料金の高騰化を防ぐ
- ・新・旧のお客様の公平化を図る

# 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度/負担金制度③

### 加入負担金の金額と工事負担金の運用

# 加入負担金

岡山市の加入負担金は口径別 に金額を設定

【平成17年改定】



メーターの 呼び径(口径)	加入負担金の額
13mm	110,000
20mm	220,000
25mm	440,000
40mm	1,650,000
50mm	3,300,000

(単位:円 「税抜」)

### 工事負担金

岡山市の工事負担金は口径別の1m当り単価を基に算出する。延長に応じて負担軽減を図っている。 【平成17年改定】



配水管の計画延長	工事負担金
90メートル以下	不要
90メートルを超え 180メートル以下	左記に該当する部分 に単価を乗じた額の 2分の1の額
180メートル超える 部分	左記に該当する部分 に単価を乗じた額

-29-

# 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度/負担金制度④

### 負担金の収入状況

### 負担金は、申請件数の減少に伴って減収傾向となっている。

(単位:件、千円〔税込〕)

		H29	H29 H30		R2	R3
加入負担金	件数	4,590	3,966	3,956	3,383	3,242
	金額	886,505	820,908	877,628	717,208	709,766
	件数	19 (78)	11 (86)	18 (83)	14 (77)	13 (72)
工事負担金	金額	22,574	19,247	38,899	13,203	8,720
	(工事費)	(240,985)	(255,295)	(337,411)	(241,374)	(305,304)

※件数の()は申請件数

# 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度/負担金制度⑤

### 加入負担金制度の他都市状況

### 加入金制度は、東京都と静岡市を除く17政令指定都市で導入されている。

	13mm	20mm	25 <b>mm</b>	40 <b>mm</b>	50mm
札幌市	56,000	160,000	285,000	900,000	1,620,000
仙台市	98,000	183,000	455,000	1,410,000	2,420,000
さいたま市	80,000	100,000	500,000	1,230,000	2,220,000
横浜市	75,000	75,000	75,000	1,275,000	1,950,000
川崎市	150,000	150,000	150,000	1,250,000	1,950,000
新潟市	40,000	110,000	165,000	420,000	660,000
浜松市	31,000	84,000	143,000	444,000	767,000
名古屋市	20,000	60,000	280,000	720,000	1,200,000
京都市	45,000	90,000	135,000	460,000	820,000
大阪市*1					
堺市	70,000	70,000	166,000	720,000	1,250,000
神戸市	40,000	60,000	100,000	320,000	540,000
岡山市	110,000	220,000	440,000	1,650,000	3,300,000
広島市	50,000	125,000	230,000	800,000	1,500,000
北九州市	44,000	72,000	220,000	734,000	1,280,000
福岡市	30,000	70,000	150,000	530,000	970,000
熊本市	60,000	120,000	180,000	600,000	1,200,000

(単位:円、[税抜])

\*1 口径75mm以上から徴収

全国の導入率 78.3% ※日本水道協会の調査 (R3.4.1現在)

-31-

# 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度/負担金制度⑥

### 現状と課題

# 加入負担金

- ・平成17年の改定での算定期間が過ぎ、また人口減少社会の到来など社会 情勢が変化しており、算定根拠などが現状と合わなくなっている
- ・増加する建設投資への貴重な財源としての役割を現在も担っている

# 工事負担金

- ・普及促進を目的とした 90m以下の区分の申請が全体のほぼ 8 割を占める
  - → 負担金が不要のため全額局費支出(約2億5千万円/年:5か年平均)
  - → 普及促進として一定の役割が完了(R3 普及率 99.9%)
- ・申請者間の公平性の確保が必要

負担金収入は、現在も水道事業を支える貴重な財源としての役割を担っていることを考慮した上で、時代に即した制度への見直しに向けて検討していきたい。

# 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度/手数料①

### 手数料の概要

### 給水装置設計審査・検査手数料

給水装置工事設計審査・検査手数料は、申込者からの申請に対して、申請内容が本市の給水装置工事施工基準に適合しているかどうかの審査、また完工時に条件通り施工が出来ているかの検査実施に係る手数料

【平成17年改定】

	( <del></del>
口径	金額
25mm以下	5,000
40mm~50mm	15,000
75mm	30,000
100mm以上	45,000

(単位・円)

(単位:円 [税抜])

# 分岐工事監督費

給水装置工事において、配水管から分岐工事 を行う場合に、局職員が現地確認を行うため、 工事申込者から徴収する費用

【平成10年改定】

口径	金額
25mm以下	5,000
40mm~50mm	7,000
75mm以上	10,000

-33-

# 財政健全化に向けた議論|その他料金関連制度/手数料②

### 手数料の収入状況

(単位:件、千円〔税込〕)

	H29		H30		R1		R2		R3	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金額	件数	金額
設計審査 検査 手数料	6,453	38,100	6,259	37,455	6,005	35,985	5,387	32,310	5,341	31,260
分岐工事 監督費	1,503	8,987	1,548	9,286	1,580	9,432	1,389	8,349	1,406	8,404
計		47,087		46,741		45,417		40,659		39,664

現行の手数料・監督費は、前回の改定から相当な期間が経過しているため、 給水装置工事にかかる経費支出の現状に合った金額等について検討していきたい。